

天童市立地適正化計画の概要

1 計画策定の趣旨

人口減少・少子高齢化は、本市をはじめ、多くの地方都市で急速に進行しており、従来の発展や成長を前提にしたまちづくりのままでは、居住の低密度化やそれに伴う生活サービス施設の撤退、市政運営の非効率化など、様々な弊害をもたらすことが懸念されています。

このような厳しい社会情勢を受け、平成26年の都市再生特別措置法改正により、立地適正化計画制度が創設されました。居住や都市機能を一定の区域内に緩やかに誘導し、それらと連携した公共交通ネットワークの再構築を図る「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づいたまちづくりが期待されています。

本市においても、この考え方を取り入れ、誰もが暮らしやすい持続可能なまちづくりに取り組むため、天童市立地適正化計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

上位計画である「第七次天童市総合計画」や「山形広域都市計画区域マスタープラン」に即するとともに、関連する個別計画との連携を図ります。また、本計画は、天童市都市計画マスタープランの一部とみなされます。

3 計画の対象区域

都市計画法第5条の規定により指定する都市計画区域とします。

4 計画の期間

概ね20年後の都市の姿を展望するため、目標年次は令和22年度（2040年度）とします。

5 計画の概要

- (1) 本市の都市構造上の課題及びまちづくりの優位性を整理し、基本方針を下記のとおり定めました。（第2～4章）
 - ア 天童駅・天童温泉街周辺地域の魅力を高め、求心力のある中心市街地の実現を目指す
 - イ 中心市街地と田園集落を公共交通網で結び、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指す
- (2) 居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定し、計画の実現に向けた取組を下記のとおり定めました。（第5～6章）
 - ア 中心市街地のにぎわい創出
 - イ ウォーカブルな都市空間の形成
 - ウ 低未利用土地や既存ストックの有効活用
 - エ 移住・定住の促進
 - オ 公共交通等の利便性の向上
- (3) 昨今の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、防災指針を本計画に位置付けました。（第8章）